

**橋下大阪市長は、大阪府労働委員会の勧告を受け入れ、  
不当労働行為、憲法違反の「思想調査」の誤りを認めて謝罪せよ。  
大阪市「職員アンケート」を全面撤回し、回収分を破棄せよ。**

2月22日、大阪府労働委員会は、橋下徹・大阪市長の「業務命令」による大阪市職員への「職員アンケート」が、使用者の労働組合への支配・介入にあたる「不当労働行為の恐れ」ありとし、中断を勧告しました。

この調査は、すでに大阪市労連はじめ、多くの労働組合、弁護士・法律家団体、市民団体から抗議の声があがっているように、使用者が労働組合の活動に介入・妨害し、憲法上認められている団結権を侵害する不当労働行為であり、労働組合の存在そのものを破壊しようとするものです。また、思想良心の自由、政治活動の自由を踏みにじる「思想調査」であり、憲法違反の人権侵害です。中断を求める大阪府労働委の判断は当然のことです。

またこの調査は、大阪市職員だけではなく、大阪市職員に政治活動・選挙活動に「誘った人」「要請した人」全てが「密告」される対象となっており、大阪市職員だけでなく、全労働者・市民の人権に関わる問題です。

しかしながら橋下市長は、ここに及んでも「法に抵触しないと思っている」と開き直り、それどころか庁内メールを無断で調査するまでに、不法行為をエスカレートさせています。憲法遵守義務のある自治体首長にあるまじき人権侵害を、公然とやってのけて恥じることのない橋下市長の行動を、これ以上黙ってみているわけにはいきません。

私たち阪南中央病院労働組合は、部落差別からの解放を医療の分野において推進し「医療における水平」をめざすことを出発点に建てられ、人権尊重を第一に掲げる病院の労働組合として、橋下市長の労働組合破壊と人権侵害を断じて許すことはできません。

橋下市長は開き直りを改め、この前代未聞の不当労働行為、憲法違反の「思想調査」の誤りを認めて謝罪することを求めます。「職員アンケート」は「凍結」ではなく、即刻全面撤回、回収分の破棄を求めます。

2012年2月24日  
阪南中央病院労働組合  
執行委員長 玉木佐江美